

令和元年6月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月10日(月) 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(10人)

会長(10番) 渡邊 和夫

職務代理者(5番) 永田 熊信

(1番) 宮原 清人

(2番) 岩坂 博行

(3番) 西田 義和

(4番) 山田 成代

(6番) 白石 悌二

(7番) 平川 真由美

(8番) 内元 幸一郎

~~(9番) 信國 敏彦~~

地区推進委員

高岡 重盛

木崎 俊充

岩崎 盛光

伊東 明継

中竹 宏一

杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(1人)

欠席委員：最適化推進委員(人)

5. 議事日程

日程第1 議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第2 議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第3 議案第22号 非農地交付申請の承認について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 富永 得治

農地係長 阿久津 裕介

7. 会議の概要

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、9番員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和元年6月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p> |
| 議長 | <p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、1番委員、2番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件が33案件です。</p> |
| 議長 | <p>3 議 事</p> <p>議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積 計画の承認について（利用権貸借）</p> <p>はじめに、議案第20号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、審議します。</p> <p>それでは、1、2番は関連につき一括して、また、8番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>（8番委員・退席）</p> |
| 議長 | <p>それでは、1、2番について事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>おはようございます。議案第20号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認についての利用権設定について説明いたします。番号1、大字川辺字下山下、田1筆の555㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議</p> |

案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり玄米60kgです。次に番号2、大字川辺字西鶴及び八王及び高尾及び上黒石及び下黒石、田6筆の5,625㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり玄米60kgです。以上です。

議長

引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。

川辺地区推進委員

昨日、双方の方と現地でお会いしました。ここに書いてあることに間違いありません。

議長

ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。ここで、8番委員の入室を許可します。

(8番委員入室・着席)

議長

それでは、3番から25番まで、利用権の設定を受ける人が同一で関連につき一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

番号3、大字川辺字七折、畑1筆の641㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号4、大字川辺字七折、畑1筆の379㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号5、大字川辺字上七折及び七折、畑2筆の1,115㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定

を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号6、大字川辺字上七折、畑1筆の376㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号7、大字川辺字上七折、畑2筆の1,539㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号8、大字川辺字上七折、畑1筆の207㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号9、大字川辺字上七折、畑3筆の1,221㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号10、大字川辺字上七折、畑1筆の237㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号11、大字川辺字上七折、畑1筆の400㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号12、大字川辺字上七折、畑1筆の431㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号13、大字川辺字上七折、畑2筆の875㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号14、大字川辺字上七折、畑3筆の1539㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号15、大字川辺字上七折及び七折、畑2筆の675㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号16、大字川辺字七折、畑1筆の588㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号17、大字川辺字七折、畑1筆の395㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用

権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号18、大字川辺字七折、畑1筆の498㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号19、大字川辺字下七折及び上七折、畑6筆の2,122㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号20、大字川辺字上七折及び七折、畑4筆の4,053㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号21、大字川辺字七折、畑2筆の572㎡です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。番号22、大字川辺字上七折、畑1筆の515㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号23、大字川辺字下七折及び上七折、畑5筆の2,125㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号24、大字深水字買元、田3筆の3,765㎡です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年です。番号25、大字深水字買元、田2筆の4,145㎡です。使用貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年です。以上です

議長

ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。

(意見なしの声)

議長

ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p> |
| 議長 | <p>議案第21号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、審議します。</p> <p>1番から6番まで中間管理機構の案件につき一括して事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第21号農用地利用配分計画案に関する意見についてご説明いたします。番号1、相良村大字川辺字七折、畑3筆の1,423㎡です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。続きまして、番号2、相良村大字川辺字上七折、畑28筆の11,829㎡です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。続きまして番号3、相良村大字川辺字七折、畑2筆の572㎡です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法使用貸借の転貸で期間は5年です。続きまして、番号4、相良村大字川辺字下七折及び七折、畑7筆の5,531㎡です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。番号5、相良村大字川辺字下七折、畑1筆の474㎡です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法賃貸借の転貸で期間は10年で賃借料は10aあたり5,000円です。続きまして、番号6、相良村大字川辺字下七折、畑1筆の674㎡です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法賃貸借の転貸で期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明及がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> |
| 議長 | <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。次に、7番についてですが深水地区推進委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> |
| 議長 | <p>(深水地区推進委員・退席)</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>番号7、相良村大字深水字買元、田5筆の7,910㎡です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法使用貸借の転貸なので期間は5年です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局からの説明及がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> |
| 議長 | <p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> |
| 議長 | <p>(異議なしの場合)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで、深水地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>(深水地区推進委員入室・着席)</p> <p>議案第22号 非農地証明交付申請の承認について</p> |

| | |
|-------|---|
| 議長 | 次に、議案第22号非農地証明交付申請の承認について審議します。1番について事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第22号非農地証明交付申請について説明します。番号1、大字深水字山本、田1筆1,352㎡です。10番委員と5月31日に現地確認しました。この農地は約5年前に非農地申請がありましたがその時は、許可が下りませんでした。 |
| 議長 | 引き続き、10番委員に報告をお願いします。 |
| 10番委員 | この農地は陽当たりも悪く、ここ数年耕作した形跡もなく山林に囲まれて作物の出来も悪いみたいでイノシシも頻繁に出没するみたいで。以上です。 |
| 議長 | ただいま、事務局からの説明及び10番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。 |
| 4番委員 | 何か目的があって非農地申請するんですか。 |
| 事務局 | 現在、そのような話はありません。 |
| 議長 | 他に意見はございませんか。 |
| | (意見なしの声) |
| 議長 | ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 |
| | (異議なしの声) |
| 議長 | ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。 |
| 議長 | これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。 |
| | その他 |

| | |
|----|---|
| 議長 | <p>(1) 次回の総会の開催日について 7月10日(水)曜日、午前9時から</p> <p>閉会</p> <p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p> |
|----|---|

閉会 午前9時40分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和元年6月10日

相良村農業委員会

署名委員 1番 _____ (印)

署名委員 2番 _____ (印)